

NISAの抜本的拡充と恒久化

背景・目的

岸田内閣は「新しい資本主義」を掲げており、企業部門に蓄積された**325兆円**の現預金を、人・スタートアップ・**GX**・**DX** といった重要分野への投資に繋げ、成長を後押しするとともに、日本国内の家計に眠る現預金を投資に繋げ、家計の勤労所得に加え金融資産所得も増やしていくことが重要としている。「資産所得倍増プラン」の実現に向けて、「貯蓄から投資へ」資金の流れを変え、日本経済の活性化と、個人の資産所得を増やすため、**NISA**制度の抜本的な拡充・恒久化が行われる。

税制措置の内容

現行の一般**NISA**とつみたて**NISA**を一体化し、年間投資上限額**120万円**のつみたて投資枠と年間投資上限額**240万円**の成長投資枠を新たに設け、**2つ**を併用可能とする。また、生涯非課税限度額は**1,800万円**とし、そのうち成長投資枠の生涯非課税限度額は**1,200万円**とする措置を講じる。適用開始時期は、令和**6年1月1日**以降とされている。

現行・改正案の比較

	現行		改正案	
	積立NISA	一般NISA	つみたて投資枠	成長投資枠
年間投資枠	40万円	120万円	120万円	240万円
非課税保有期間	最長20年間	最長5年間	無期限化	無期限化
生涯非課税限度額	600万円	800万円	1,800万円（枠の再利用が [※] 可能）	
				1,200万円（内数）
口座開設期間	令和24年まで	令和5年まで	恒久化	恒久化
投資対象商品	公募等株式投資信託（積立・分散投資に適した一定の投資信託）	上場株式、公募等株式投資信託等	公募等株式投資信託（積立・分散投資に適した一定の投資信託） ※現行のつみたてNISA対象商品と同様	上場株式、公募等株式投資信託等*
対象者	国内居住者等（18歳以上）	国内居住者等（18歳以上）	国内居住者等（18歳以上）※変更なし	国内居住者等（18歳以上）※変更なし

- 改正後のNISA制度では、つみたて投資枠と成長投資枠の併用が可能となるため、年間投資可能額は合計で360万円となる。
- 改正後のNISA制度では、非課税保有期間が無期限となるため、投資による継続的な資産形成を行うことが可能となる。

留意点

- 改正後の**NISA**制度では、非課税保有限度額の**1,800万円**を全てつみたて投資枠として利用することも可能となるため、成長投資枠でつみたて投資枠の対象商品を購入することも可能となる。
- **NISA**は安定的な資産形成を目的とした制度であるため、改正後の成長投資枠の投資対象商品から、整理銘柄に指定されている上場株式等、監理銘柄に指定されている上場株式等、信託期間**20年未満**の投資信託等、高レバレッジ型の投資信託等、毎月分配型の投資信託等は除外される。
- 金融機関による成長投資枠を使った回転売買への勧誘行為に対し、金融庁が監督指針を改正し、法令に基づき監督及びモニタリングが実施されることとなる。